

平成21年度第1回 山梨県景観審議会 会議録

1 日 時 平成21年10月16日(金)

2 場 所 現地視察：石和温泉駅周辺、石和市内通り周辺

3 出席者(敬称略)

(委員) 北村眞一(議長)、市原文子、小林英文、田辺文子、中込紀子、原田重子、堀内洋子、箕浦一哉、山本育夫

(事務局) 県土整備部技監、美しい県土づくり推進室長、美しい県土づくり推進室員(4名)

4 傍聴者等の数 1名

5 会議次第

(1) 開会

(2) あいさつ

(3) 委員紹介

(4) 議題

1) 山梨県景観条例等について

2) 美しい県土づくりガイドラインについて

3) 景観施策への取り組みについて

平成21年度の県の景観施策について

今後の取り組みについて(現地視察を踏まえて)

4) その他

(5) 閉会

6 議題概要

1) 山梨県景観条例等について

(議長)

事務局から説明をお願いします。

(事務局)

(資料1に基づいて説明)

(委員)

参考までにお伺いしたい。景観計画区域についてですが、資料に県内の景観行政団体になっている市町村がこれだけあって、その内、景観計画策定に着手している市町村がこれだけあるとあります。その市町村でそれぞれ景観計画区域を定めることになるとは思いますが、市町村区域の中でどのくらいの範囲が景観計画区域になる予定なのでしょう？市町村の中でかなりの広い範囲が景観計画区域となって山梨県の景観条例から適用除外されるのか、それとも狭い範囲が景観計画区域になるのか、おおよそのイメージを教えてください。

(事務局)

現在のところ、景観計画策定中である市町村は、ほぼ全域を景観計画区域としています。

(議長)

よろしいでしょうか。他に何かありますか？では、この議題について了承したとしてよろしいですね。

## 2) 美しい県土づくりガイドラインについて

(議長)

事務局から説明をお願いします。

(事務局)

(資料2に基づいて説明)

(議長)

昨年度この審議会で審議したガイドラインをパブリックコメントなどして策定したということです。何か質問はありますか？

(委員)

市町村の景観担当職員や公共事業担当職員へガイドラインを説明した時の反応はどうでしたか？

(事務局)

景観計画策定作業など既に景観づくりへ取り組んでいる市町村の職員は、ガイドラインを実践的に使いたいなどと思って説明を聞いてもらえたと思います。取り組み始めていない市町村の職員も県も景観に対して積極的に取り組んでいるなど理解され景観づくりへの啓発になったと思います。

(議長)

よろしいでしょうか。

## 3) 景観施策への取り組みについて

平成21年度の県の景観施策について

(議長)

事務局から説明をお願いします。

(事務局)

(資料3に基づいて説明)

(議長)

意見等がありますか？ちなみに計画策定の補助金はどの程度使われていますか？

(事務局)

山中湖村がすでに補助を受けています。他の市町村でも補助を受ける準備を進めています。

(委員)

景観を損なう1番の原因は乱雑に設置された看板だと思う。電線の地中化はとても綺麗になっていいと思う。看板について新しい規制はできたのですか？

(事務局)

県には屋外広告物条例があるので、その基準で規制をしています。一部の基準に合わない看板については、基準に合わせるよう指導しています。新しく基準を作ってはいませんが、現在のところ作る予定もありません。今の基準を上手く運用していくことにしています。

(議長)

広告物は広告物条例で規制しているとのこと。

(委員)

個人的な話ですが、10年前から土地を借りて自分の会社の看板を設置していましたところ、県に基準に違反しているからと指導されました。最初は交差点から看板の距離が近すぎるという説明、2回目は表面裏面の両面では広告が大きすぎるとのことでした。新しい基準が複雑だったので、その基準を看板業者さんに聞いてもらったら、基準より大きいので基準にあった大きさに作りかえるように指導されましたが、作りかえると費用もかかるので看板は撤去しました。他の多くの看板が指導されて変わっているかと思いながら、気をつけているが見る限り今までと変わっていないように思える。

(事務局)

ここ数年、基準は変わっていません。今お話に出た看板は、指導のとおり撤去していただいたようですが、どのような状況だったのか詳しく分からないので調べてみます。また、他の看板も撤去等してもらうように引き続き指導していきます。基準については一般の方には理解が難しかったり、条例で基準が決まっていることすら知らない住民も多いのが現状ですので、各種広報を使って普及啓発をしていきたいと思えます。

(委員)

看板業者さんにも普及啓発すれば、これ以上違反広告物が増えないと思えます。

(委員)

看板で気になる場所は県立美術館の周辺です。県立美術館は綺麗なのに周辺に綺麗とは言えない屋外広告物が氾濫していて美しくないと思えます。県立美術館と言えば、バス停も気になります。バス停等が色褪せ錆びたりしている、特に葦崎方面のバス停のベンチは腐りかけています。県立美術館は山梨県の代表的な観光施設なのでバス停等を含め、周辺の景観も改善したほうがいいと思えます。

(委員)

これまでの話を聞いていると看板の件は、行政の言葉が分かりづらいことが問題だと思えます。実際に納得できないまま看板を撤去しているので言葉が通じていないということ。行政は普段自分たちが使っている言葉を住民向けに翻訳して話さなければならないと思う。このような生の意見は重要だと思う。ガイドラインだけ見ていると何も意見が出なくて終わってしまう。ガイドラインは非常に抽象的な表現になっているので意見の出しようがない。ガイドラインが示されても行政の方は理解できても現場の人間が理解できるかが問題だと思う。理解してもらえるようにガイドラインの言葉を生活の言葉に翻訳して説明しなければならないと思えます。県立美術館の件についてですが、自分が企画しているツアーでも看板について話題になることがある。このような意見を住民から行政に投げかけることは重要だと思う。

(委員)

ここでお話することか分かりませんが、私の家は美術館通り沿いであって、ある時、国土交通省の何とか事務所から「道路上に植木が伸びてきて邪魔なので切ってくれ」と電話がありました。すぐに植木屋さんに切ってもらったのですが、次の年にも電話がきて、少し疑問が生じたのでそこに折り返し電話をしたらイタズラだったことが分かりました。あと東京の業者からバス停に看板を出さないかと言われ、数枚出したところ、県の支所から許可を取っているか聞かれました。東京の業者に頼んでいると言ったら、それ以来電話はかかってこなかったです。

(議長)

個別の問題は改めて・・・。

(事務局)

これから行政も住民の方に丁寧に説明し理解していただくことが重要であると思っています。

(委員)

先ほど県立美術館周辺の看板について話題になりましたが私も同感です。看板だけではなく建物も同じように美しくないと思います。行政の力で何とかならないかなと思っています。また、私たちの団体が河口湖ステラシアターを使用するにあたり会場に行きました。そこには富士山を一面に見ることができる場所があるのですが、木が邪魔をして富士山の頭しか見えない状態でした。そんな話を知事との膝詰め座談会の時にお話をさせていただいたところ、富士河口湖町から連絡があって手続きをして木を切ってくださいとのことでした。とても感銘しました。行政はすぐに対応してくれる方とそうでない方がいます。県立美術館周辺の問題も早く対応していただければと思います。

(事務局)

行政ができる部分も限りがあって、すぐにできる部分とできない部分があります。県立美術館の周辺については個人財産の問題もあります。ご意見に対応できるようにしたいとは思っていますが難しい部分もあります。景観でいつも問題となるのは、個人財産と商業の発展との関係です。その相反するものを考えながら進めたいと思います。

(委員)

私もまちづくりという観点で活動していますので今後もよろしくお願いします。

今後の取り組みについて(現地視察を踏まえて)

(議長)

事務局から説明をお願いします。

(事務局)

(資料4に基づいて説明)

(委員)

現地視察したとおり、電線の地中化等により景観づくりが進んでいることが分かりました。私が気になっているのは歩道橋です。平和通りにもいくつかありますが人が利用していないのが実情じゃないかと思います。景観上良くないと思いますので、地下道にすることなどができないかと思います。また、本県のような地方では渋滞の問題があるかもしれませんが、信号があれば十分ではないかと思います。

(事務局)

一時期、安全第一との考えがありましたが、少しずつ変わってきています。実際、撤去された歩道橋もあります。しかし、地元の意見等もありますので調整が必要になります。また地下道ですが、防犯上問題があるとの話も聞いています。

(事務局)

あまり利用されていない歩道橋もありますが、新山梨環状道路では側道が長いので通学する児童が交差点を渡るのが危険だということで、地元から要望され歩道橋を設置した事例もあります。その場所によって歩道橋の価値が違っているのだらうと思います。地下道は予算上、防犯上の観点から難しいと思います。

(議長)

歩道橋は地元の要望で設置されたものがほとんどだと思います。ただ最近では考えが変わってきていますね。

(委員)

道路が整備されて道路幅が広がって素晴らしいと思いますが、最近ではお年寄りが信号が青の間に渡りきれないことがあります。これではお年寄りが安心して道路を渡れない。道路幅が広がるのはいいのですが、そんな問題もあります。

(議長)

それは難しい問題ですね。歩道橋があっても階段を上がるのが大変だし。他に何かありますか？

(委員)

前年度の景観審議会がガイドライン作成を目的としていたが、今後の景観審議会の今後はどうするか具体的な予定を教えてください。

(事務局)

景観審議会ではガイドラインを作っただけでは良くないので、実際にどうなったのか検証していくべきではないかと昨年の審議会で意見が出されました。それを受けて、現地を見ながら意見をいただいて景観施策に活かしていきたいと思っています。

(委員)

今日は2箇所現地視察しましたが、道路と歩道の境界に縁石があるパターンと縁石がないパターン段差に違いがありました。考え方に違いがあったのですか。

(事務局)

基本的に車道と歩道は段差がないようにされていますが、今回の場合、一方が古い設計でしたので縁石があって少し段差が生じています。最近はできるだけ段差がないように設計されています。

(議長)

確かに最近の設計では縁石がないような設計がされています。古いものは縁石が残っています。他に何かありますか？

(委員)

これまでの取り組みの中に「郷土の美しい景観を見つめる感性を育む」とあります。すでに豊かな感性を持っていると思われる県立美術館や博物館の職員の方などに、周りの景観にも目を向けてほしい。現地視察した石和温泉駅前の区画整理は綺麗になるだろうと思われませんが、あの地区だけが整備されてもダメだと思います。綺麗になった場所を地区外の方が見て、自分たちの地区も綺麗にしていこうと自主的な気持ちになって石和駅周辺全体も綺麗になることを期待したい。もう一つの市部通りは、「人のための道路」ではなく「車のための道路」になっていると感じました。観光のための道路か生活道路か分かりませんでした。景観はまちづくりなしでは考えられないので、まずは何のための道路か考えて整備すればいいと思います。

(議長)

市部通りは計画の段階から歩行者の安全と商店の活性化を狙っていました。よくある事例とすると道路が広がったら商店も廃業してしまう事例がありますが、この地域は商工会が中心となって頑張ったので商店街が存続しています。現在の車社会では車の通行を無視することはできないので、あのような形態になったと思います。このような場所は地元の話も聞ければ参考になったかもしれませ

んね。県立美術館周辺については、私も昔から気にしていましたが難しい問題だと思います。他にありますか？

(委員)

県の施設の職員が地域のまちづくりに積極的に関わっていく事は良いことだと思います。県が景観づくりに取り組む時は、県の業務として計画を作るというイメージが強いですが、職員が地域の一員として景観づくりに取り組むのは新しくて良い取り組みになると思います。また、今回の視察を踏まえてですが、地元の方々がどのように事業に関わったのか話を聞く機会が欲しかったと思いました。例えば、今回視察した場所ではセットバックして自分の土地の一部を道路に提供して、その土地を売るのなら分かりますが、自分の土地のまま提供して固定資産税まで払っているとのことでした。それからすると住民が景観づくりに非常に協力的なんだろうと思いますが、そこまでどのような経緯があったのか知りたかったです。これから景観づくりを進めて行くには、市町村や住民の方が中心となっていくことが大切だと思いますので、ぜひ上手くいった事例を知りたいと思いました。また、今後、この審議会の役割は、市町村や住民に景観づくりを積極的に行ってもらうために、どうしたらいいのかを検討していくことだと思います。

(議長)

どうやって景観づくりが上手くいったかを知ることは大切ですね。

(委員)

現地視察をした場所はルールがあって街づくりをしているとのことでした。このルールから景観が生まれていくことが想定できます。こんなルールが全国にあって、そのルールは国が基礎を作っているのどの街も似てくる。それがその時代の景観を作っているのではないかと思います。こう考えるとルールも悪くないと思っています。その時代毎に街並みを残すことをしてみると面白いと思います。あと今回の視察場所が整備前と整備後でどのように変わったのか知りたいと思います。

(委員)

山梨県は森林の県という特色があるので、これを子供達に教育していくのがいいと思います。

(事務局)

ガイドラインにも森林教育について記載していますので、一層取り組んでいきたいと思っています。

(委員)

それは分かりますが、もっと広く周知するようにしてほしい。周知することも森林なら森林に絞って集中的に広報すべきだと思います。

(委員)

これからの現地視察では、この地域では何を見せるのかを重要視したいです。例えば峡北地域に行けば何を見ることができるとか、とにかく欲張らずに見せるものを絞ることをまず考えたらどうでしょうか。

(議長)

だいたい意見が出揃いました。今後の予定はどうでしょうか。

(事務局)

次回も現地視察してから意見交換をしたいと思っています。視察の候補地、開催時期は決まり次第お伝えいたします。もし、ここを見たいなど候補があれば教えていただければと思います。

(委員)

具体的な候補地はありませんが、現地の方のお話を聞ける場所がいいと思います。

(議長)

候補地はたくさんありますが、景観形成を実際に実施した場所がいいですね。少し検討して決めてみましょう。

(事務局)

現地視察をすると時間的に余裕がないので、次回は1日で開催したいと思いますがいかがでしょうか。

(議長)

みなさんよろしいですか？

(委員)

大丈夫です。

(事務局)

では、次回は1日の開催とさせていただきます。

(議長)

これで、景観審議会を終了します。

本日はお疲れ様でした。